

別記様式第1号(第4条関係)

高山市寡婦(夫)控除等みなし適用申請書

年 月 日

(あて先)高山市長

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

子 氏名

( 年 月 日生)

氏名

( 年 月 日生)

私は、本申請書の裏面に記載した対象事業について、次の事由に該当し、寡婦(夫)控除等のみなし適用を受けたいので、高山市寡婦(夫)控除等のみなし適用に関する実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 該当事由

所得を計算する対象となる年の12月31日現在、該当する次のいずれかの番号に○を付けてください。

- (1) 婚姻歴のない母であって、扶養親族や前年の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされる方は除く。)のあるもの。
- (2) 前号の要件に該当する者のうち、扶養親族である子があり、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの。
- (3) 婚姻歴のない父であって、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされる方は除く。)のあるもの。
- (4) 婚姻歴のない母又は婚姻歴のない父(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

※ 上記の「現在婚姻をしていないもの」の「婚姻」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない子に限ります。

2 同意書

この申請に係る寡婦(夫)控除等のみなし適用に関して、申請者の児童扶養手当に関する情報を確認すること、申請者及び対象となる子の住民票及び課税状況を確認すること並びに取得した情報(戸籍謄本を含む。)を必要とする申請窓口へ送付することについて、

1 同意します

2 同意しません

年 月 日

氏名

Ⓜ

※ 同意しない場合は、別途、市町村民税課税証明書等及び住民票の写しの提出が必要となります。

注

- (1) 生活保護を受給している方や市民税非課税世帯の方は、本申請をする必要はありません。
- (2) 本申請は、みなし適用の決定のための手続ですので、対象事業の利用に当たっては、別途対象事業の利用に伴う手続が必要です。対象事業を新たに利用する場合には、その都度、本申請を行ってください。
- (3) 各対象事業を継続的に利用している場合は、対象事業の更新時期に本申請書を提出してください。なお、所得の状況等により、負担額等が変わらない場合があります。
- (4) 寡婦(夫)控除等のみなし適用は、対象事業の負担額算定等のみ用いるものであり、税法上の控除等を受けることはできません。

- (5) 所得の状況や世帯の状況に変更があった場合は、届出が必要です。
- (6) 偽りその他不正の行為によって寡婦（夫）控除等のみなし適用を受けた場合には、当該寡婦（夫）控除等のみなし適用によって生じた負担額の差額を市に納付し、又は給付額の差額を市に返還しなければなりません。

#### 添付書類

みなし適用を申請する際は、申請書に次の書類を添付してください。

- 申請者及び子の戸籍謄本（3か月以内に発行したもの）  
（又は  有効期間内の児童扶養手当証書の写し）
- 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行したもの。表面の2の同意書に同意した場合は、省略が可能です。）
- 世帯全員の前年の所得を証する課税証明書等（3か月以内に発行したもの。表面の2の同意書に同意した場合は、省略が可能です。ただし、申請日の属する年の前年の1月1日現在の住所が市外にある者は添付が必要です。）
- その他市長が必要と認める書類